

すみだボランティアセンター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行										
<p>（事業） 第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</p> <p>（施設） 第3条 センターには、次の施設を設ける。</p> <p>学習室、ボランティア・ホール、グループ活動室その他ボランティア活動に必要な施設</p> <p>前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設</p>	<p>〔同左〕 第2条 〔同左〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>前2号のほか、区長が必要と認める事業</p> <p>〔同左〕 第3条 〔同左〕</p> <p>学習室、ボランティア・ホール、グループ活動室その他ボランティア活動に必要な施設（以下「ボランティア活動施設」という。）</p> <p>社会福祉団体の活動の推進・援助に必要な施設（以下「社会福祉団体施設」という。）</p> <p>前2号のほか、区長が必要と認める施設</p> <p>（利用時間） 第4条 センターの利用時間は、次表のとおりとする。ただし、指定管理者（第15条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="826 1373 1401 1621"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア活動施設</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>社会福祉団体施設</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>（休館日） 第5条 センターの休館日は、次表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="826 1877 1401 2047"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア活動施設</td> <td>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	利用時間	ボランティア活動施設	午前9時から午後9時まで	社会福祉団体施設	午前9時から午後5時まで	施設区分	休館日	ボランティア活動施設	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
施設区分	利用時間										
ボランティア活動施設	午前9時から午後9時まで										
社会福祉団体施設	午前9時から午後5時まで										
施設区分	休館日										
ボランティア活動施設	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで										

社会福祉団体 施設	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
--------------	---

（使用対象者）

第4条 センターの施設（以下「施設」という。）を使用することができる者は、ボランティア活動を行う区内の団体又は個人で、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、登録を受けたものとする。

（使用の手続）

第5条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の使用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

（利用者に対する助言等）

第6条 区長は、センターの適正かつ効率的な管理運営を図るため必要があると認める

（利用対象者）

第6条 センターの施設を利用できる者は、次のとおりとする。

— ボランティア活動施設 ボランティア活動を行う区内の団体又は個人で、墨田区規則（以下「規則」という。）の定めるところにより登録を受けたもの

— 社会福祉団体施設 社会福祉活動の推進及び援助を行うことを目的として設立された区内の団体

（利用の手続）

第7条 センターの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 社会福祉団体施設の利用承認の期間は、5年とし、指定管理者が支障がないと認めるときは、区長の承認を得て、これを更新することができる。

3 指定管理者は、第1項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

（費用負担）

第8条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用する電気、ガス、水道等の費用並びに施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持に要する費用で指定管理者が指示するものを負担しなければならない。

（利用者に対する助言等）

第9条 指定管理者は、センターの適正かつ効率的な管理運営を図るため必要があると

ときは、その使用について使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）に助言し、又は必要な措置を講ずるよう指示することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第7条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等）

第8条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（使用承認の取消し等）

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

使用の目的又は使用条件に違反したとき。

この条例、この条例に基づく規則又は区長の指示に違反したとき。

災害その他の事故により施設を使用することができなくなったとき。

前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

（原状回復）

第10条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、使用に際し、施設及び設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

認めるときは、その利用について利用者に助言し、又は必要な措置を講ずるよう指示することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第10条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

〔同左〕

第11条 利用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用承認の取消し等）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

利用の目的又は利用条件に違反したとき。

この条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指示に違反したとき。

災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

〔同左〕

第13条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は前条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

〔同左〕

第14条 利用者は、利用に際し、施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第15条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するものに、センターの業務のうち

次に掲げるものを行わせることができる。

- 事業の運営に関すること。
- 利用に関すること。
- 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。以下同じ。）に関すること。
- 施設の環境整備に関すること。

2 前項に定めるもののほか、区長は、必要と認める業務又は事務を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手續）

第16条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認めたものを指定管理者として指定するものとする。

— センターの管理に当たり、サービスの向上が図られるものであること。

— 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。

— 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

（指定管理者の指定の取消し等）

第17条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

— 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

— 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

— 第19条各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。

— 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当

でないと認めるとき。

(指定管理者の指定等の公告)

第18条 区長は、指定管理者を指定し、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理の業務を行わなければならない。

この条例、この条例に基づく規則等の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

利用者に対して適正なサービスの提供を行うこと。

施設等の維持管理を適切に行うこと。

(事業報告書の提出等)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後区長が定める日までに、センターの管理の業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、区長が定める日までに、当該年度の初日から当該処分を受けた日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

管理の実施状況及び利用状況

管理に係る経費の収支状況

前2号に掲げるもののほか、指定管理者のセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして区長が定める事項

2 区長は、必要があると認めるときは、センターの管理の実施状況等について、指定管理者に報告を求めることができる。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者及び当該指定管理者の従業員でセンターの管理の業務に従事しているものは、センターの管理の業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、墨田区個人情報保護条例(平成2年墨田区条例第19号)の規定を遵守しなければならない。

<p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(原状回復の義務)</p> <p>第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第23条 指定管理者は、管理の業務により施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第24条 〔同左〕</p>
---	---

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第7条の規定により受けている承認は、この条例による改正後の第5条の規定により受けた承認とみなす。